

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成31年4月10日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

特重施設について、いくつかお伺いしたいのですけれども、確認なのですが、特重は工事認可日から経過措置が一律5年と決まっていると思うのですが、それについての変更は今のところ、ないわけですね。

○更田委員長 ありません。

○記者 最近の事業者が規制委に提出した文書などを見ると、過去に、2015年12月にパブコメで規制庁側が事業者にしゃべっている内容があって、特重の期限が近づいたら、規制委が事業者に状況を確認した上で委員会として必要な措置をとると書いてあったらしいのですよ。ということは、例えば、期限が近づいてきて間に合わないと、何か規制委員会として特例措置をとるようにも読めないことはないのですけれども、そういうことはあり得るのでしょうか。

○更田委員長 今のところ、何ら考えがあるわけではないです。

○記者 具体的に言うと、川内1号機の経過措置期限が来年の3月18日となると思いますが、例えば、それまでに使用前検査が終了していないと、炉規法上は不適合状態になると思いますが、それはそれでよろしいのでしょうか。

○更田委員長 はい。

○記者 不適合状態となった場合は、どういうことになるのでしょうか。

○更田委員長 これは仮定の話ではあるけれども、これについて何らかの見解なりを申し上げるには、まず、事業者である九州電力から何らかの話がなければ始まらないことなので、まだ何も聞いていないので、お答えのしようがないというところですね。

○記者 事業者側が、例えば、苦しいという話になってきた場合は、それを聞いた上で、やはり対応を考えることになるのでしょうか。

○更田委員長 先週もお答えしたものではあるのですけれども、ああいったものの工事に関して、例えば、設計審査の段階で、当初、事業者が考えていた設計が審査の段階で変

わってきたと。工事期間の見積もりが事業者の考えていたものと変わってきたら、その段階で話があると考えるのが自然ですね。自分で間に合わないとわかっていたものをずっと温めておいて、直前になって間に合いませんと、そういうことはないだろうと普通考えますので。確かにパブリックコメントの規制庁が用意した回答の中に、期限が近づいた時点でという記述はあったかもしれないけれども、あれだけの規模の工事に関わることであるので、工事期間が足りないと考えるのであれば、それは設計段階で見通せることですので、そういった話が直前になって実へと出てくることは考えていないというのが先週のお答えの意味です。

○記者 あと、話は変わるのですけれども、最後にしますけれども、内閣府が、南海トラフ震源域で大地震が起きた場合に、被災していない地域や自治体、企業がとるべき行動のガイドラインを決めておきまして、明日から自治体向けに説明会を始めるということなのですけれども、例えば、これはなかなかあれですけれども、半割れになった場合の、片方の原発はとめるということがスタンダードなのかなど、そういう御回答も以前あったと思うのですが、こうしたことに対する、事業者に対する説明は、規制委員会、規制庁として行わないのでしょうか。

○更田委員長 スタンダードという言い方がふさわしいかどうか。ただ、以前、この席であった御質問に対して、規制委員会が必要だと判断すれば、例えば、諸活動の停止を要請、ないしは命じることがあるだろうという旨はお答えしました。ただ、南海トラフに関しては、半割れという表現を使われましたけれども、そんなに簡単な話ではないのでね。確かに事業者というよりは、様々なケースに対する対処の検討はこれまでも一定程度してきてはいるけれども、やはり深めなければならない部分があるでしょうし、それから、被害の大きさを考えると、一般災害と重なったケースの問題、複合災害というのは、ただでさえ非常に複雑で難しい問題ですから、これは継続的に事業者も含め、ないしは一般災害への対処との関連も含めて議論していく必要はあるでしょうし、また、これは一方的に説明するものというよりは、むしろコミュニケーションを図っていくことだろうと思います。一般論としてのお答えしか今の時点ではできないけれども、一般論として共通理解を持つことは大変重要であろうとは思っています。

○記者 わかりました。ありがとうございました。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

以前も出た質問かと思いますが、恐縮ですが、もう一度お伺いさせていただきます。今、審査、20年の延長40年から、規制委の安全審査をクリアすれば60年の延長が認められているところを、さらに60年を超して、以上という検討の余地は今後あり得るのか。御存じのように、アメリカではそういう動きも出てきていると。

それから、もう一つ、今、審査で数年にわたって停止している原子炉が幾基もあるわ

けなのですが、審査をパスして再稼働とした場合に、数年間を稼働の期間から差し引いて延長していくという点についてはいかがなものか。

なぜ質問しているかといいますと、先日、経団連の中西会長が政府への提言でまとめ上げた検討課題として挙げていらしたものでして、改めて日本の規制委として、安全の観点からどう御覧になれるか、お伺いできますでしょうか。

○更田委員長 これは私たちの立場としては極めて明確で、法律に定められたとおりの運用、法律の運用を心がけるということで、期間や、それから、期間をどうカウントするかは、法律と、それから、立法時の議論から明らかなので、私たちがこれに、今、余地があるかとおっしゃいましたけれども、私たちにとっての検討の余地があるというよりは、むしろこれは国会での御議論の余地はあるかもしれない、法律そのものに対して。ただ、私たちは行政機関ですので、定まっている法律を遵守する。それがもう鉄則であり、その限りであります。

○記者 よくわかります。ただ、無理な質問なら恐縮なのですが、いわゆる科学的安全という見地からは、委員長が何か御覧になれるところがあれば。

○更田委員長 安全の観点からいえば、例えば、今、御質問の背景が経団連の提言だとおっしゃいましたけれども、例えば、さらに延長した方が安全性が向上するというのであれば、これは私たちにとって検討の余地ということになるだろうと思いますけれども、私たちは、設置されたときに、何者にもとらわれず、安全を科学的な、技術的な観点から考える組織だと、推進と規制はきっちり分離されるべきだという、東京電力・福島第一原子力発電所の反省の上に立った組織ですから、推進の論理であるとかといったものから離れて私たちは考えなければならぬ。それは御承知いただいていると思います。

安全の観点からいえば、時間のカウントの仕方を変えた方が、ないしはさらに延長した方が安全性が向上するというような議論があるのであれば、これは私たちにとって検討するのは義務でしょうけれども、今のところ、そういった議論を承知はしていないし、私たちも把握はしていません。

○記者 安全の観点からだけでも、委員長の御見解というのは難しいですか、お立場上。つまり、延長すること自体、一般的にある部分は老朽化が進むでしょうし、また、取りかえればそうでもない。稼働を延ばすことは、逆に定検のときなんかはそうでもないというようなことは。

○更田委員長 現在の法律、国会が定めた法律は、必ずしも技術的な見地のみから、その期間を定めているわけではないと理解をしています。もっと広い、ある意味、政治的な意味も含めて、幅広い議論を重ねた上で法律が成立をしている。

ですから、純粋に技術的に、例えば、運転期間が長くなったときに、圧力容器の脆化がどう進むとか、ケーブルがどれだけ劣化するとか、そういった議論は当然していいだろうし、先ほど20年とおっしゃったけれども、最大20年ですから、もっと早い方がいいという議論があれば、それは議論に応じる余地は十分にありますし、それは個別の

技術的な論点というのは、当然のことながら、経年変化を見ていくというのは私たちの仕事の一部であるから。

ただし、延長認可は法律のもとで行っているもので、この法律を変えるべきか、変えざるべきか、これはまさに国会のお役目であって、私たちは純粋に技術的に時間の経過がどういう影響をプラントに及ぼすかという議論は、これは当然、これをはねつけるつもりは全くありません。ただし、延長認可はそれだけの話ではないという。

さらに言えば、余り議論はされてはいないけれども、設計そのものの古さをどう考えるかというような議論というのは、特にこの地震多発国において重要な議論であって、また、十分な議論がなされているとも考えていません。

○記者 その設計自体というのは、どういう。設計自体が、例えば、BWRからABWRという設計も出てきていますけれども、もともとのBWR、PWRの設計の古さというようなことをおっしゃっていらっしゃいますか。

○更田委員長 一般論としてさまざまなものがありますけれども、わかりやすさでいえば、炉型が大きく変遷してきているのはBWRの方であって、Mark-Iがあって、Mark-I改があって、Mark-IIがあって、ABWRがあると。

例えば耐震上の考慮だとか、さまざまな考慮で、新しい炉型であってもMark-I、Mark-I改を採用する事業者もあるし、必ずしも炉型によってどれがということはないけれども、Mark-I改に比べて、例えばMark-I、福島第一原子力発電所でいえば、1号機ですね。これは設計として明らかに古い。例えば、格納容器の容積等だって小さいわけです。

もともとのこのMark-Iでいうと、敦賀の1号機と島根の1号機と、事故を起こした1Fの1号機、この三つですけれども、普通に考えれば、設計としては古い設計であるというのは事実であって、こういった炉が、シビアアクシデントのような、炉心が熔融を起こすような事故を起こさないという前提に立って考えたときに、他の炉と比べてどうかということでは耐えられてきたかもしれないけれども、あれだけの厳しい事故を仮定したときの対処となると、やはりそれなりの難しさというのはあるので、これは非常に多くの要素があるので、余りそれを切り取ってお話しするのは正確ではないけれども、格納容器の容積であるとか、ケーブルの材質であるとか、制御のあり方であるとか、そういった意味で、設計の古さが与えるものというのは、安全上としても非常に高い関心を持っているところでありますし、一般論からいえば、今の要求に設計上耐え切れない炉というのはあるのだらうと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますか。アベさん。

○記者 共同通信のアベです。

今週から事業者とのヒアリングの自動文字起こし結果の試運用が始まりましたけれども、まず、御覧になってどのような感想をお持ちでしょうか。

○更田委員長 具体的な例を見てはいないのですけれども、ただ、利害得失はあるのだろうと思うのです。受けている説明でも、やはり誤変換はどうしてもあるだろうし、私たちの言葉というのは、例えば余り一般の人は、「サチる」という言葉、皆さん、わかるかな。私たち工学系の人間は「サチる」と割と動詞としても使うのですけれども、「サチュレーション」「サチュレート」から来ていて、飽和するという、いっぱいになるというのを「サチる」というような言い方をします。

どうしてもヒアリングなんかの席ではそういった言葉が飛び交いますので、これをAIに正しく変換してくれというのは、おそらく今の時点ではなかなか難しいだろうと思いますけれども、学習能力もあることでしょうかから、少しずつ改善されるだろうと思いますけれども、そういった誤りがあることを勘案しても、なお、やはり公開性を高めるということはいいことだろうと思っています。

これは信頼という観点だけではなくて、やはり将来から遡及して、どのような議論が行われたかというものがより明確な形で残っているということは、大変いいことだと思っています。

ただし、だからといって、ヒアリングは審査会合を代替できるものではなくて、やはり判断に関わるような議論というのは、審査会合で引き続き行っていくべきだと考えています。

○記者 それでは、透明性を高めるという目的は、一定程度達せるものだと御覧になっていると。

○更田委員長 そうですね。さまざまな議論があつてとは思いますが、やはり継続的な改善の一步であろうとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—